

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市こどもの権利擁護委員会		
開催日時	令和7(2025)年9月1日(月) 午後2時から午後3時まで		
開催場所	みよし市役所2階 202会議室		
出席者	【委員】 永谷委員、星委員、村上委員 【事務局】 大城こども政策課長、岡田副主幹		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	こども未来部こども政策課 岡田、岩川 電話 0561-32-8034(直通) メール kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	○大城こども政策課長：定刻より少し早いですが、皆さんお集まりですので、第1回みよし市こどもの権利擁護委員会を開催いたします。会議に先立ちまして礼の交換を行います。御起立ください。一同、礼。ご着席ください。 始めに、みよし市こどもの権利擁護委員会の委嘱状を小山祐みよし市長より交付いたします。お手元にあります委員名簿の順に交付させていただきます。お名前をお呼びしましたらその場で御起立をお願いいたします。永谷和之様。(委嘱状交付) 続きまして、星委員よろしくお願いします。(委嘱状交付) 続きまして、村上委員お願いします。(委嘱状交付) それでは、市長より挨拶を申し上げます。 ○市長：改めまして、こんにちは。まず、この度、みよし市こどもの権利擁護委員ということで、委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。各先生方、きわめてご多忙の中、引き受けていただきますことに改めて感謝を申し上げます。 今年の6月に、みよし市こどもの権利条例を制定させていただきました。子どもたちの位置づけ、あるいはその意見表明権というものを私たちはしっかりと条例に明記させていただいて、子どもというのはやはり1人1人が今を生きる権利の主体であるということ。そして、子どもたちのその意見をしっかりと受け止めて政策に反映させる、その責務はあるということ。これを私たちも条例で明記させていただきました。		

	その中で、こどもの権利を守るというところの中の一つの最大の項目として、権利擁護委員というものを設けさせていただきまして、権利侵害があった時に、委員の先生方に調査とかあるいは勧告、要請などの強い権限をもってかかわっていただくというところの項目も作らせていただいております。 そうした中で、ぜひ私たちとしてもその権利侵害が起こらないようにしていくのが大前提ではありますが、もし、万が一起こった際は、そのこどものフォローであるとか、あるいはその事後的な対応、再発防止に向けて、それぞれの先生方からご意見、ご提言をいただければと思っております。その際は、私の方から申し上げるまでもありませんが、先生方のそれぞれの立場から、厳しい御意見をしっかりといただければと思っておりますし、私たちはそこでいただいた意見をしっかりと受け止めさせていただき思いで進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 そして、擁護委員会の開催の頻度については、現状ではそういった申立てがあった時に開催するということになっておりますので、開催について、突発的な中で皆様方には大変お手数をおかけするところもあると思っておりますが、ぜひまた、御理解をいただきながら、調整にもご協力をいただければと思っております。 一方で、幸いにしても1年間なり半年間なり、何もない場合についてであります。もし可能であれば、個人的な思いであります。ぜひ先生方にも半年に1回、1年に1回でも結構ですので、お集まりいただいて、私たちのすすめている市の施策について御説明をさせていただいて、そのことについて先生方からご意見、ご所見などをいただく機会を設けていただければ幸いです。 また、大変残念なことではあります。今年の7月にみよしの中学校の教員によります盗撮事案という大変残念な不祥事が発生しております。 そうした点について、今、この後第三者委員会を立ち上げて、検証と再発防止ということ、立ち上げる予定もしておりますが、また先生方からも、御助言などもいただければ大変ありがたいと思っております。 いろいろ話がそれてしまいましたが、こどもの権利条例ということで、こどもたちにとって最善の利益を目指していきたいと考えておりますので、それぞれの委員の皆さま方からご意見、ご所見、そしてご理解いただきながら、一緒になってこどもたちの素晴らしい未来を築いていけたらいいと思っております。 そうした中で、やっぱりこどもたちは一人一人がかけがえない存在で一人一人が大きな可能性を持っておりますので、そのこどもたちがその可能性を引き出して伸ばしていく、そして生き生きと、こどもたちが生活できるよう力を尽くして参りたいと思っております。今後ともぜひ先生方の御理解、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。私からのお願いの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
--	--

	○大城こども政策課長：市長は他の公務がありますので、こちらで退席させていただきます。 （市長退席） ○大城こども政策課長：それでは改めまして、よろしくお願いいたします。 本日の会議は公開といたします。 今回特に、個人情報に関連する案件もないことから、附属機関として公開で開催しておりますが、傍聴者はどなたもおみえになりませんので、よろしくお願いいたします。 また、本日の出席委員は3人で、みよし市こどもの権利条例施行規則の第13条第2項の規定により、半数以上の出席がありますので、成立していることを報告します。 それではここで、委員の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思います。名簿順でよろしいでしょうか。 永谷委員からお願いします。 ○永谷委員：永谷和之と申します。岡崎市で事務所をやっていまして、弁護士になって27年です。もともとは名古屋の方で事務所に勤めておりましたけれども、5年くらい修行というんですか、しておりますして自分で開業したということになります。弁護士になった当初から、弁護士会のこどもの権利委員会というのがございまして、その当時ですと、非行ですとか、虐待ですとか、あとは不登校ですとか、そういうこどもに関するいろんな問題、弁護士としての立場からどういいうお手伝いとか手助けするというような活動をやっております。27年間ずっと権利委員会に関わっておりますので、多分その関係で、永谷がいいだろうということで、弁護士会の方から推薦していただいたんだと思います。 あとは4年くらい前に愛知県の事業でスクールロイヤーというのが始まりまして、県内の公立小学校中学校からの相談があるとスクールロイヤーが相談にのるというのですが、私は当初から西三河のエリアのスクールロイヤーとして、みよし市さんも含めて、小学校中学校から相談があると、相談にのるという活動もしております。 そういう中で、学校始めいろいろこどもたちを取り巻く環境は厳しいというのはわかっているつもりですので、それについて何らかの手助けができるように微力ながら貢献したいと考えております。よろしくお願いいたします。 ○大城こども政策課長：星委員よろしくお願いいたします。 ○星委員：愛知教育大学の心理講座の星と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、臨床心理士とか公認心理士とかいわゆるカウンセラーでして、それを育成する講座で、愛知教育大学なのですが教員免許を取得する講座とはまた別の、免許はとらなくてもカウンセラー養成コースの方に在席しております。私はそういったカウンセラーの方なんですけど、もともとは、法務省にいまして、刑務所とか少年鑑別所とか少年院とかで勤務しておりますして、心理技官として勤めておりました。特にこの20年近く性犯罪者が一番専門で、他の罪名もそうなんですけど、自分の研究もあわせて性犯罪者で、今回のことは私の中ではすごい親和性が高い案件であ
--	--

	ります。 それで、研究をしていた関係で大学教員の道もいろいろ声もありまして、大学に行ったという感じです。 非行少年とかずっと関わっていましたので、こどもの権利とか、あとちょっと難しい親御さん、非行少年とか犯罪者の親というのは難しい人たちが多いので、そういったこととか、虐待もすごく関わってくるので、そういったことに興味があって、今回、大学の中でお話があった時に手をあげさせていただいたという感じです。どうぞよろしくお願いします。 ○大城こども政策課長：続きまして村上委員お願いします。 ○村上委員：永谷先生や星先生とは全くカラーが違うんですけど、私自身が実は幼児教育の世界に40年弱おりまして、みよし市の一番北にあります、ベル三好幼稚園というところで長年、園長をさせていただき、みよし市の管轄の中でお仕事をさせていただいた人間です。 たまたまご縁がありまして、今年の4月から愛知みずほ短期大学の教員として幼児教育のコースですけど、将来、幼稚園の先生、保育士の先生になりたいという学生たちの養成をしていくっていうご縁があったので、大学の教員という道に入ったんです。幼児教育の世界にずっと長らくいて、本当に時代の流れということを大きく感じました。こどもたち、そして保護者たち、そしてそれらを取り巻いている社会環境が10年と言わず、5年のスパンで大きく変わっていくと。でもその中でもこどもが全く変わってない部分もきっちりあるっていうことはすごく現場で体験してきました。 大学の世界に入ってまだまだ半年足らずなんですけれど、だからこそ、現場を離れたからこそ、幼児教育の必要性、重要性、そしてそれを取り巻く大人の責任ということを感じた半年でした。 三つ子の魂百までもと言われるように、人間の根幹をつくるこの幼児教育、乳幼児の時期をどれだけの周りの親御さんだけでなく、取り巻いている大人たちが守ってあげるか、どう接していくのか、というのが大人としての全責任があるんじゃないかな、ということをこの半年間よく体験しました。学生にもいろんな子がいて、生活レベルが困窮している学生もいるので、そんな子たちを見ていてそんな感じがしました。 ○大城こども政策課長：ありがとうございます。続きまして、代表擁護委員の選任を行います。 みよし市こどもの権利条例施行規則第12条第1項の規定に基づき、委員の互選により決定することとなっています。立候補または推薦はございますか。 ○村上委員：永谷先生が適任なのではないでしょうか。 ○大城こども政策課長：いかがでしょうか。 ○永谷委員：はい。私でよろしければ、わかりました。 ○大城こども政策課長：ではよろしくお願いします。 ○大城こども政策課長：続きまして、権利擁護委員の職務につきまして、事務局からご説明させていただきます。 申し訳ありません。今日、今、別室で第三者委員会を開催し
--	--

	ておりまして、私はこちらで退席させていただきます。ご説明を岡田の方からさせていただきます。 ○岡田副主幹：こどもの権利擁護委員会の職務について説明させていただきます。こどもの権利擁護委員会につきましては、令和7年7月に制定されましたこどもの権利条例第3章で擁護委員会の設置を規定しておりますので、そちらに基づいて今回、みなさんを任命させていただきました。任期は3年となっています。擁護委員会については、権利侵害についての相談及び救済の申立てに基づいて、事実の調査や調整を行って、必要に応じて権利侵害を犯した者に対して、是正措置を勧告、要請することができるとなっています。申立てにつきましては、こども又はその保護者に限らず、誰でも行うことができること、と条例の中でなっています。申立てではなく相談として受けた事案につきましても、一度こちらの中で絶対違うなっているものは整理するんですけど、ちょっと迷うようなものにつきましては、委員の皆さんにも共有させていただいて、調査調整する事案に当たるかどうかというところの判断を仰いでいただきたいと考えています。また、申立て事案に関しましては、条例施行規則第56条の1号から8号を除いたすべての事案に対して調査、調整を行っていくことになっています。勧告、要請を行ったものに対しましては、是正措置又は改善の状況について、報告を求めることができますこととなっています。こどもの権利が侵害されている状況が改善されることを目的としている条例ですので、最後まで当事者へ改善を働きかけることが重要なと考えています。今後ですが、申立てがあった場合は、まずこの委員会を開催するという事で考えていますが、こういったものは緊急性を求められることが多い事案なので、まずメール等で資料の提供をさせていただいて、各委員さんで基本的な調査をしていただいた後に、委員会を開催するという形が実態となると想定しています。 調査につきましては、ご指示いただければ事務局の方でも動くことが可能ですので、またその時には、ご指示いただければと思います。 先ほど市長の挨拶の中でもあったのですが、申立ての有無にかかわらず、年に2回程度委員会を開催しまして、市の近況報告だったり、情報の共有をさせていただけたらと思っています。特に今回、中学校の不祥事が相次いで発生しているという状況で、今後はこういったことを未然に防ぎたいという思いもありまして、擁護委員の皆様の御意見をいただけたらと思っています。 何分、新事業ということで私どもも手探りの状況でやっている部分がありますので、委員の皆様の御意見を聞きながら、進めていけたらと考えています。どうぞご理解とご協力をよろしくお願いします。以上となります。 続いて、メールでお願いしていたのですが、急なお願いで大変失礼しますが、中学校で起きました盗撮の事案に関しまして、委員の皆さんからの御意見をちょうだいできたらと思っています。
--	---

	現状、保護者と児童生徒に向けて性暴力についてのアンケートを、8月末までを締切として行っていました。現在、集計中です。 あと、本日開催している第三者委員会、名前としては盗撮等事案に関するプロジェクトチームという名前で、そういった組織を設置しまして、そのプロジェクトチームで実際に現場となった学校の環境の確認に行っています。あと、再発防止策とか学校の管理体制とかにつきまして、そのプロジェクトチームで審議していただくという形で設置しています。 今日は皆さんには、こどもの権利侵害っていう観点でちょっと御意見をいただけたらと思いますので、永谷先生からでよろしいですか。 ○永谷委員：この種の事案は毎日のようにマスコミで報道されて、別にみよし市さんだけが抱える問題じゃない。全国的な問題。先生方が、またインターネット上でそういう写真を交換したりとか。本当におかしいんじゃないかとは思いますが、それをこどもたちを教え導く立場の先生がこどもたちにそういう被害を与えるっていうのは言語道断なので、やはりこどもたちが安心安全に学校に通えるようにするためにはこういうことが二度とないように、改めていただきたいと思う。ただ、先生方も職務上、スマホをお持ちですし、使っている。だから昔と違って、盗撮みたいのが非常にしやすくなっている。あと、本当に今、カメラなんてすごい小さいものもあるみたいで、やろうと思えば、いくらでも方法があるので、そういう中でどうやって防ぐ、というのはかなり難しい問題なのかなとは思う。やはりその辺りをそちらの第三者委員会でも十分話し合っていていただいて、何かいい方法を考えていただきたい。 ○星委員：8月末までやったそのアンケートは生徒向けなんですかね。 ○岡田副主幹：生徒と保護者向けです ○星委員：例えばどんな内容ですか？ ○岡田副主幹：性暴力にあったことはありますかというような内容。ある人は、それをなくすにはどうしてほしいですかという内容。最初の時点で、ないですと答えればその後は項目はないですが、あると答えると、その後深く聞かれていくような内容になっている。 ○星委員：それは学校現場でのことですか。 ○岡田副主幹：学校現場のこともきかれ、それ以外でのことも聞かれる。 ○星委員：アンケートもなんか難しいなと思う。そのアンケートによってまた2次被害とか、傷つく子たちとかいる。聞き方とかも難しいなと思った。 多分、こういう犯罪はなくせないと思う。性犯罪者に限らないと思うんですけど、犯罪やる人って、どんなに厳しくしても、そこをかいくぐってやる。そういう欲求のものですし、だから難しいなと思う中で、どうやって防犯していく、予防していくかっていうことは第三者委員会で考えてくださることだと思うんですけど。こどもたちに、例えば、ちょっと不
--	--

	審なことがあったら、すぐに言ってもいいんだよとか誰かに通報するとか、先生に相談できる窓口とか、先生がだめだったら、第三者のところに相談できるっていう場所をやっぱり作ってあげたい。やっぱり先生にやられたっていうとなかなか言えない。あと周りの子たちも間違っているでもいいから、もしかしたら勘違いかもしれないけど言える、そういう通報できるシステムを設置したほうがいいかなと感じた。あと、こどもたち、自分の身は自分で守るという、アメリカの方だと境界線教育っていうのがあって、先生がむやみに近づいてくるのに対してNOと言っていいんだよとか、不審に思ったらどうしていいんだよとか、先生にも境界線教育、こどもには励ましのつもりでも触らないとか、1対1で接しないとか、お互いに境界線教育をやって、自分の体を守るというのが大事なかなと思った。 ○村上委員：これ、2つ目は教え子が先生のところに行ったときに起きたという事案ですね。卒業して、自分の卒業した学校に恩師に会いに行ったらその時に盗撮されたってこと。ちょっとイメージつかない。 日本の文化って、自分を守るってことが弱い。防災の方でも我々がこどもたちに言っていたことは、自分の命は自分で守るんだよっていうところで、これも先ほどの境界線教育じゃないんですけれども、アメリカの考え方でどうすれば自分の命を守れるかっていうことを避難訓練の中で、強く教えて、煙に巻かれたら一番死んじゃうよ、誰も助けてくれないよ。大人がいて大人にすぐに聞くってことも自分の命を守ることなんだけど、まず自分の命を自分で守る。ていうところをこんこんと言う。ひと昔前はそういうことは言わなかった。でも、10年、15年くらい前から、やっぱり自分の命は自分で守るべきというムーブメントが動き始めて、幼児教育の中に入ってきて。うちの場合は、ヘルメットがあったので、ヘルメットは自分でかぶるの、誰もかぶせてくれないよって。ヘルメットを自分でどうやってかぶるかっていうところから避難訓練をする。 この恩師に会いに行った子は自分を守るっていうことをしなかったのか。ちょっとイメージが記事からは想像できないが。本当に自分の身を守るっていう教育をもっともってほしいこうっていうことが一つ。 教員っていうのは聖職のように思われていたけど、ではなくて、人間なんだ。別に私はこの人たちを認めるわけでもないが、多分この予備軍っていう人たちはやはりいると思う。先生方のおっしゃる通りにやっぱり、繰り返し繰り返し起きるような案件ではあるが、でも先生たちもやっぱり弱い人間なんだ、その先生でもはけ口で言えるところをもっともっと教育の世界にもあってもいいんじゃないか。もしかしたら、コミュニケーションがあまり上手じゃなくて、コロナ禍で孤立していった中で、ネットで繋がってそういうこともあるよっていう情報を教えてもらってやっちゃったのかなとか。やっぱりそのコミュニケーション力っていうのは、コロナの3年間も踏まえた上で、どこか落とし忘れてきてしまって、今、反
--	---

	動で出てきているというのがあるかもしれない。 コロナ禍の中学生の子たちが今、学生たちにいるんですけど、本当にコミュニケーション下手。マンツーマンはまだいい。集団になると、グループ討議してごらんとってもできない。びっくりするぐらい。でも携帯とかでSNSで繋がって何だかんだっていうことはできる。 そういう人たちも教員の中にはいる。 擁護するわけではないが、加害者被害者というところではなくって、本当にこういう、双方ともが悲しい事件が起きないようにするっていうことも踏まえながら、先生側の、心のつながりっていうことも考えていくといいかなと思う。 こういうことが起きてしまったからこそ、これをいかにステップアップしていける事案として、みよし市が取り組んでいけるか、というのも考え方のひとつとしてあるのかなと思う。永谷先生がおっしゃったとおり、こういう事案は日本中どこでも起きている、起きたことをマイナスではなく、ポジティブに捉えていくかということも考え方としてあるのかなと思う。 ○永谷委員：市役所でも、会社でもセクハラ窓口ってできている。学校にも作らなきゃいけない時代が来てしまったのかね。すごく悲しいですけど、現実には、誰にも相談できずに悩んでいるお子さんもいるのかなと思う。そういう時代に入ってきているのかもしれない。学校の先生は聖職だから、間違いを起こさないという考え方は神話だった。 ○村上委員：保護者の方が、先生のいうことは正しいからという考え方ではない。 ○永谷委員：スクールロイヤーとしては、逆に先生方が言われてしまう側になりかねないので、お気の毒とも思う。 ○星委員：先生が抱えていることを相談できる場所も必要だし、同僚から見ておかしいと思ったことを言えるところも必要だと思う。間違ったとしても罰則等もない、としておかないと収まらないと思う。私が性犯罪者を色々見てきて思うのは、こどもに手を出したくて教員になるという人が一定数いて、そういう人は防げない。どんなことをしてでもやってくる。でも、心のさみしさを埋めるためとか、お金になるからとか機械的にやっている人は予防ができると思う。いろいろな対策で。そうじゃない人達も、やりづらい環境を作ったり、こどもたちが自衛したり、教員の目が高まることでやりづらくできる。できることから、いろんな視点からやっていかないと間に合わない。 ○永谷委員：累犯多い。前科5犯、6犯とかごろごろいる。自分をコントロールできない。 ○星委員：特に直接触ったりする性犯罪より、触らない性犯罪の方が再犯率が高い。この人たちはゆがんでいて、知的に高い人が多い。強姦とかに比べると。いろいろ考えていて、かいくぐってくる。いたちごっこになると思うけど、こどもが安心できる場所が大事。名古屋市のニュースをみて思ったのは、学校が「カメラがないか調査しました」、というのは本当かなーと思って。学校の先生が学校を見たところで、そん
--	--

	なのわからないんじゃないか。こどもたちのためにも専門業者を入れて、盗撮カメラがないとか、そういうことを定期的にやれると、こどもも親も安心できるのかなと思う。先生が探したところで見つからない。 ○永谷委員：こどもたちのことを考えると、自分を守る術というか、境界線教育が大事なのかもしれない。信頼だけでは太刀打ちできない時代になってしまった。 ○村上委員：日本の文化のいいところだった。地域がこどもを育てるという形で、畑に赤ちゃんを置いて、みんなが声をかけて、みんなで地域のこどもを育てるという民族で、すごくいい文化なんですけど、社会の流れで、地域の人、隣の人どうなのっていうのが現実。 ○星委員：境界線教育は日本はハラスメント教育で終わってしまう。もうちょっと踏み込んで、性のことに対して守る意識を。接触の話とか、性的なものを撮られちゃうとSNSのデジタルタトゥーの話にもつながるので、子ども同士でも裸の写真を送ったりするのはだめなんだよ、ということにもつながていけるので、ハラスメントよりももうちょっと踏み込まないと。もっと人権や人格を否定される、一生残るということ。写真も流されたらどうなるのか、細かく言わないと、こどもたちには伝わらない。教員のほうにも、指導しなければいけない。 ○永谷委員：昔よりは、先生もかなり神経を使っていて、車でこどもたちを送り迎えしないと、やっていけないと思うことは私たちのこどもの頃よりはっきりしてきていると思う。ただ、今回も1対1でこういう行為に及んでいるということなので、やはりこのシチュエーション自体がどうだったのかという問題にもなる。先生方にあらためていただきたいところがたくさんある時代かなと思う。 ○星委員：授業以外では1対1で会ってはいけないということを海外ではやっている。そうしないと、教員も守られない。アメリカではウェアラブルカメラを教員もずっと付けている。自分を守るためにもこどもを守るためにも。日本では現実的には難しいかもしれないけど、例えば、課外授業の時だけつけるとか、そういうのはありじゃないかなと思う。 ○永谷委員：録画の話はよく出る。保護者との会話を録音してよろしいとか聞かれますが、信頼関係の問題もある。カメラの付いた先生に普通に相談できるんですかとなる。状況にもよる。ビジネスではなく教育という心と心の部分もあるので。 ○星委員：課外授業の時だけならいいのかなと思う。名古屋市の事案は課外授業の時だった。そういう場面でつけさせるということが抑止力になると思う。 ○永谷委員：カメラの管理方法等も考えなければいけない。好きなように撮って好きなように持ち帰らせるというのじゃだめ。 ○岡田副主幹：今回の件を受けて、小中学校全校に防犯カメラを付けるという検討をしていますが、どうお考えですか。 ○永谷委員：スクールロイヤーで議論したんですが、やは
--	--

	り、子どもたち同士、子どもたちと先生が色々な話をするのを、教室にカメラがついていて監視していく、そういう教育の場っていうのは本当にいいのだろうか、と抵抗感を感じる人は私を含めて多かった。日本では防犯カメラをつけるのは時期尚早だという意見が多かった。ただ、海外では当たり前で、犯罪もおきるので、セキュリティ上必要なところも当然あるが、日本はまだそこまでいってないので、付けずに済むなら付けない方がいいという意見が多かった。みよし市ではどういった考えなのか。 ○岡田副主幹：個人情報のことを考えるとない方がいいかもしれないが、犯罪の抑止力になるという点ではカメラは有効と思う。保護者会での意見でも出ているようだ。 ○永谷委員：いじめに関わると、付けろという意見が出る。いじめられている側から。いろんな問題があるので、はいわかりました、とはなりません、先生が四六時中教室にいるわけでもない、教室でいじめが起きているので、監視する必要もあるという意見もある。 ○星委員：トイレの前とか、更衣室の前とか、廊下とか共有スペースに付けるのはいいんじゃないかという意見もある。犯人がカメラを設置しに行くのを映すことを目的として、女子トイレの前とかに置く。そういう意見もある。 ○村上委員：幼児教育ではカメラを付けるのはそんなに抵抗ない。保育の資質を上げるとか、こどもの安全ということで。豊田市内の幼稚園ではずいぶん昔からカメラを付けていて、授業参観はそのカメラで撮った映像をみながら授業参観する。名古屋にある園でもカメラを3つ付けてあって、最上階のスペースで保護者がカメラの映像でこどもの様子を見られる。それで安心して帰る。カメラの使い方によって抵抗はない。年齢が低いからなのかもしれない。音はなしで。こどもの安全確保だったり、保育の見返しをする、保護者に公開する、という意図でつけている。 ○星委員：それは入園時に同意書をとるんですか？ ○村上委員：今ほとんど取っている。こどもの写真を撮ることが成長をみていくというプロセスなので。個人情報厳しくなってきた頃、取るようになった。最近はSNSに発信はしないでくださいということも一文いれて署名、捺印してもらっている。 ○岡田副主幹：ありがとうございました。参考にさせていただきます。以上ですべて終了とします。
--	---